最終更新日：2018年12月14日

株式会社 レッグス
代表取締役社長 内川　淳一郎
問合せ先：03-3408-3090
証券コード：4286
http://www.legs.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと考えており、従来より経営の健全性・透明性・スピードの確保に注力してまいりました。今後もより一層の企業統治能力の向上を図り、株主をはじめとする各ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、経営効率の向上を図りたいと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを損なわせる大きな要因であるヒューマンエラーを防止するためには、全従業員に対する倫理的価値観に沿った当社の企業理念の理解・浸透と、それらを起こさせない仕組みにあると考え、コーポレート・ガバナンスを正常に機能させるために、倫理的な面（個人）と仕組み（組織）のふたつの側面から各種施策を実施しております。

また、企業グループ全体に関しましては、当社はグループ形成にあたり、当社の倫理的価値観に沿った企業理念の理解・浸透を前提としており、これがグループ全体にガバナンスを効かせるという基本方針のもとに企業統治を行っております。具体的施策としては、毎月定期的に当社取締役、監査役および関係会社の代表者間において、グループ全体の経営の透明性確保および監督を行うことを目的とした協議の場を設けています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則３－１　情報開示の充実】
(iv) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役の指名は、年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識、人格等を有しており、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる者を選任、指名する方針としております。また、職務執行に不正または重大な法令違反もしくは定款違反等があった場合は、解任する方針としており、その他の解任の方針については、今後、取締役会において議論を重ねていく予定です。
経営陣幹部の選任と取締役・監査役の指名の手続としては、上記方針を踏まえ、業績等の評価に基づき、代表取締役社長が、経営陣幹部と取締役・監査役の選任案を立案し、その理由を明示して取締役会に諮り、取締役会で決議しております。
経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補の指名の手続につきましても、今後、取締役会において議論を重ねていく予定です。

【補充原則４－２①】
当社取締役の報酬は、月次報酬、賞与により構成されております。月次報酬は、役割と責任に応じた一定額とし、賞与は、全社業績に連動した支給基準に基づき決定しております。
また、これらに加え、中長期の持続的成長に向けて、各経営陣の評価を報酬へ適切に反映させるため、ストックオプションの付与を行なっております。
今後、更なる報酬制度の充実を図るため、当社取締役を含む当社経営陣の報酬について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬制度の設計および適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続の確立に向けて、取締役会にて議論を重ねていく予定です。

【補充原則４－３②】
本原則の対応は、【原則３－１】(iv)に詳細を記載しております。

【補充原則４－３③】
本原則の対応は、【原則３－１】(iv)に詳細を記載しております。

【補充原則４－10①】
当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しております。現在の取締役構成は、総数６名のうち独立社外取締役は２名と過半数に達しておらず、また、任意の諮問委員会等は設置しておりません。しかし、取締役の指名・報酬等については、独立社外取締役の適切な助言と関与を求める体制を整備しております。
今後、指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会の設置について、取締役会において議論を重ねていく予定です。

【原則４－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
本原則の対応は、【補充原則４－11①】～【補充原則４－11③】に詳細を記載しております。なお、現在の取締役会の構成メンバーは、全員男性となっておりますが、ジェンダー面での多様性確保についても引き続き検討を進めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
当社の政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の維持・強化や営業推進等を目的としており、個別銘柄毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の適否を検証し、検証結果に基づき保有の妥当性が認められない場合には政策保有株式の売却を行うなど適切な対応を行っております。なお、2018年度においては、精査の結果、事業シナジーや運用益等を勘案し、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。
議決権行使は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を期待できるか、投資先の株主共同の利益に資するものであるか等を総合的に勘案して行っております。

【補充原則1－4①】
当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しております。

【補充原則1－4②】
当社は、当社の株式を保有している企業と、経済合理性を欠くような取引は行いません。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社役員、その特別利害関係者および主要株主等との取引は、行わないことを基本としております。その上で、当社役員、その特別利害関係者および主要株主等との取引を行う場合には、事前に取締役会において、社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。なお、利益相反防止の観点から当該役員および主要株主関係役員等は、決議から外れることとしております。利益相反取引の状況等は、事後的にも取締役会への報告を求める体制を整備しております。その他、当社役員には、年1回の関連当事者取引に関するアンケートを実施し、その報告を受け、監視しております。
関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示してまいります。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金および厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則3－1　情報開示の充実】
（ⅰ）当社は、迅速かつ柔軟に経営判断を行うとともに、株主・投資家の皆様に当社経営戦略や財務状況等をご理解いただくため、経営戦略・方針を策定し、有価証券報告書、決算説明資料および当社ウェブサイトにおいて開示しており、年度毎の業績等の見通しを決算短信等において、公表しております。
（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「Ⅰ 1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
（ⅲ）経営陣幹部・取締役の報酬等の決定に関する方針は、有価証券報告書に開示しております。
（ⅴ）さらに、取締役ならびに監査役候補の選任理由は、株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則4－1①】　経営陣に対する委任の範囲
取締役会は、法令、定款および取締役会規程で定める事項を決定しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、外部の視点から経営の透明性を高めるため、複数の独立社外取締役の活用により取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。現在、取締役6名のうち独立社外取締役は2名（東京証券取引所の定める独立役員として届出済）となっております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の独立社外取締役の選任基準は、次の通りであります。
・［原則3－1］(ⅳ)記載の方針に合致すること。
・会社法その他法令が定める社外要件を満たすこと。
・東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準を満たすこと。
なお、現状の独立社外取締役2名は、上記の基準を満たしております。

【補充原則4－11①】　取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方及び取締役選任に関する方針と手続
当社は、当社事業について専門知識・能力を有する社内出身の取締役と、独立した客観的立場から積極的に意見を述べることができる複数の独立社外取締役により、取締役会を構成することを基本方針としております。なお、取締役の員数は当社の定款により10名以内と定められております。また、取締役候補者は［原則3－1］(ⅳ)および［原則4－9］の方針に基づき選任しております。

【補充原則4－11②】　取締役・監査役の兼務状況
当社の社外取締役2名は、それぞれ他の上場会社等の役員を兼務しており、社外監査役2名のうち1名は、他の上場会社等の役員を兼務しております。それぞれの兼任社数は合理的な範囲であり、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。
社外取締役および社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年、開示を行っております。

【補充原則4－11③】　取締役会全体の実効性の分析・評価とその結果の概要
当社取締役会は、取締役会の実効性に関し、アンケート方式で実効性評価を実施しております。
なお、アンケートの実施概要および分析・評価結果の概要につきましては、以下の当社IRサイトで開示のとおりです。
http://www.legs.co.jp/ir/ir_news/pdf/ 201803291_3276427559.pdf

【補充原則4－14②】　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、社内登用の取締役・監査役に対し、就任の際に取締役・監査役として求められる役割と責務を十分に理解するための外部研修等の機会を提供し、その費用支援を行っております。また、社外を含む個々の取締役・監査役が自主的に研修やトレーニングを受ける場合には、その費用支援を行うこととしております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR活動を代表取締役社長を中心に、主な業務はIR担当部門が行っておりますが、決算、資本政策、法規制・ガバナンスなどテーマに合わせて、経理、財務、法務、総務などの各担当と随時対応の検討や見解の擦りあわせ等を行っております。
当社は、投資家からの取材等を積極的に受け付けるとともに、年2回の決算説明会の他、適時投資家への事業説明を行い、取締役会ならびに経営陣には投資家との面談で話題になったことを適時報告しております。また、特定の面談者へインサイダー情報が漏えいすることのないように留意しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|---|---|---|
| 株式会社ジェイユー | 4,281,200 | 39.49 |
| レッグス従業員持株会 | 698,300 | 6.44 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 681,300 | 6.29 |
| 内川淳一郎 | 295,400 | 2.73 |
| 樋口一成 | 260,600 | 2.40 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 224,000 | 2.07 |
| 坂本孝 | 224,000 | 2.07 |
| 椛澤紀夫 | 213,000 | 1.96 |
| 株式会社インターエックス | 203,600 | 1.88 |
| 西田美都子 | 110,200 | 1.02 |

| | |
|---|---|
| 支配株主 (親会社を除く) の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | サービス業 |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における (連結) 売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 6 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 園部洋士 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| ジュラヴリョフ・オレグ | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 園部洋士 | ○ | ――― | 園部洋士は、企業法務の専門家（弁護士）としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役に選任しております。また、園部洋士氏は当社株式を1,000株所有しておりますが、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定いたしております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ジュラヴリョフ･オレグ | ○ | ――― | ジュラヴリョフ･オレグ氏は、証券運用業務に長年従事されており、豊富な経験、幅広い知見を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、ジュラヴリョフ･オレグ氏は、当社株式を200株を所有しておりますが、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定いたしております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査は、各監査役が、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況の調査を行っております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、「監査役会規程」に則って毎月1回監査役会を開催し、報告･意見交換を行っております。また、常勤監査役は、「内部通報制度運用規程」に則り、従業員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役への報告、是正処置、通報者の保護を行う体制をとっております。
常勤監査役と会計監査人は、四半期ごとに会計および事業リスクに関して定期的に意見交換を行い、コーポレート･ガバナンスの充実･強化に努めております。
内部監査室は社長直轄の組織として設置しており、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制報告制度」の実施基準に基づき内部統制監査基本計画書を作成し、主な事業拠点を評価対象とした内部監査を常勤監査役と連携をとりながら実施しております。内部統制監査では、事業活動全般に関して全社的な内部統制、決算･財務報告プロセス、および業務プロセスに亘ってリスク分析を行い、運用テストを実施して評価を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 曲渕　博史 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 小林　元夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 曲渕　博史 | ○ | ――― | 曲渕博史氏は、税理士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役に選任しております。<br>また、独立役員としての要件を満たしており、その他当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定いたしております。 |
| 小林　元夫 | ○ | ――― | 小林元夫氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な見識と経験を有しており、監査役として適任と判断し、社外監査役に選任しております。<br>また、独立役員としての要件を満たしており、その他当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定いたしております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 4 名 |

### その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員全員が独立役員の資格を満たすため、社外役員をすべて独立役員として指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社は、人材をグループ業績向上のためのもっとも重要な資産と捉えており、従業員の経営参加意識の向上と従業員の功績に対する報奨を目的としてストックオプション制度を採用しております。取締役につきましても同様の観点からこれを採用しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他 |

### 該当項目に関する補足説明

上記ストックオプションの付与対象者に「その他」とありますが、当社グループ業績向上のためには、社外との連携の強化が不可欠と考え、当社の資本提携先および業務提携先の方に対しても付与しております。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

平成29年12月期に関しましては、取締役11名に対し100,865千円を支払っております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。各取締役の報酬額は取締役会の授権を受けた代表取締役が職責、役割、業績等を総合的に勘案して決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役の補佐に関しましては、法務部門が担当し、必要に応じ会議資料の事前配布、社外取締役・社外監査役が必要とする情報に関する資料提供等、適宜サポートを行っております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．業務執行、監督の状況
（1）取締役会
取締役会は、本報告書提出日現在、代表取締役社長1名および取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されております。毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行および各執行役員の業務執行状況を監督してまいります。経営全般に優れた見識を備える社外取締役の選任により、中立的かつ外部の視点を入れた経営の監督機能の強化、経営の透明性・公正性の確保に努めております。

（2）意思決定会議
意思決定会議は、代表取締役社長、常勤取締役および常勤監査役で構成されており、取締役会付議事項および代表取締役社長の決裁権限事項の諮問機関として、事前に審議することを目的としております。

（3）執行役員会
執行役員会は、代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査役の他に執行役員全員を加えて、海外子会社を含む全社的課題に関して審議することを目的としております。

（4）業務に関する報告会議
常勤取締役、常勤監査役、執行役員、業務担当部門の責任者で構成する、業務に関する報告会議を週1回開催し、予算進捗を主とする業務執行状況の確認を行い、経営の質的向上に努めております。

2．内部監査および監査役監査、会計監査の状況
（1）内部監査および監査役監査の状況
内部監査室は社長直轄の組織として設置しており、定期的に内部統制監査基本計画書に基づいて主な事業拠点を評価対象とした内部統制報告制度に基づく内部監査を常勤監査役と連携をとりながら実施しております。内部統制監査では、事業活動全般に関して全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、および業務プロセスに亘ってリスク分析を行い、運用テストを実施して評価を行っております。

（2）会計監査の状況
会計監査につきましては、PwC京都監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を行っております。
指定社員 業務執行社員 鍵 圭一郎
指定社員 業務執行社員 齋藤 勝彦
監査業務に係る補助者は、公認会計士3名およびその他5名であります。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、豊富な経験と幅広い知見ならびに見識を有する社外取締役により経営監督機能と経営の透明性を確保し、執行役員制度により、意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るとともに、監査役による専門的見地からの客観的・中立的な監視を行うことができることから、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができると考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 平成29年３月29日開催の第29期定時株主総会では総会日の19日前に招集通知を発送しておりましたが、平成30年３月28日開催の第30期定時株主総会でも前年同様に総会日の19日前に招集通知を発送しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 平成15年３月27日開催の第15期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 平成28年３月23日開催の第28期定時株主総会より招集通知（要約）の英文での提供を開始しました。 |
| その他 | 平成23年より議決権行使結果を開示しております。 |

### 2．IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 原則として半期ごとに決算説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IRに関するURLはhttp://www.legs.co.jp/ir/です。<br>掲載内容としては、トップメッセージ、決算短信等の財務状況、株主構成等の株式情報、株主総会情報等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する業務は、IR担当部門が担当しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 平成15年より「環境理念」「環境方針」を定め、ISO活動の一環として、「省資源の推進」「電気使用量の削減」「廃棄物の削減、リサイクルの推進」「地球環境にやさしいエコビジネスを展開」の4つを環境目標に定め、環境保全活動を実施しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社では、株主様に対し、より当社を理解いただけるよう、定時株主総会終了後、株主懇親会を開催しております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の基本方針について、平成27年12月25日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社および当社子会社のすべての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観･価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範･倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるレッグスグループ理念ブックを策定して当社および当社グループ全体の業務の運営指針とするものとします。

(ロ) 会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを構築します。

(ハ) 当社は、当社および当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとします。また、その他に職務決裁基準に従って決裁区分を明確にします。

(ニ) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行にあたります。

(ホ) 取締役会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとしております。

(ヘ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に従い、内部統制報告制度を導入し、財務報告に関する内部統制の整備および運用を行い、内部監査を実施するものとします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 情報の保存･管理

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録･保存し、取締役･監査役･会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理するものとします。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとします。なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(ロ) 情報の検索･閲覧の方法

取締役の職務執行に係る情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し、周知徹底するとともに、取締役および監査役が当該各文書および情報の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築します。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識･評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回業務に関する報告会と執行役員会を行い、更に月1回取締役会等を行うものとします。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとします。

(ロ) コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士をはじめとする外部専門家等と協力するものとします。

(ハ) 当社は、商品･サービスの品質管理の仕組みを構築し、品質トラブルを防止するとともに顧客満足度を向上させることを目的として、「ISO統合マネジメントマニュアル」を設け、厳格な運用を行うように努めます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行うものとします。

(ロ) 当社は、執行役員制を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに、その業務執行責任を明確化します。

(ハ) また、会社グループ全体の経営課題および事業戦略についての討議･決定機関として、取締役および執行役員ならびに子会社役員により構成する執行役員会を毎週定期的に開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営･事業目標の効率的な達成に努めるものとします。

(ニ) 当社は、各新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化に努めます。

(ホ) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、子会社を含む全部門の責任者が参加する進捗対策会議を毎週開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとします。

(ヘ) 取締役会には監査役が出席の上、業務運営状況を把握し、改善を図るものとします。

5．当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会および執行役員会において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図ります。

(ロ) 監査役および内部監査室は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査するものとします。

(ハ) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行うものとします。

(ニ) 「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、会社グループとしての管理体制を構築･整備し、運用します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役は必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、必要に応じて適任と認められる人員を置くこととしております。

7．補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 職務の遂行上必要な場合、監査役は補助使用人を取締役から独立させて、取締役から指揮命令を受けない体制をとるものとします。

(ロ) 補助使用人に関する人事考課や懲戒処分等に関しては、監査役の意見を尊重するものとします。

(ハ) 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。

(ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるようにするものとします。

8．取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者、および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)常勤監査役は、当社および子会社の取締役の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会、意思決定会議の他、社内重要会議に出席

し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで当社または子会社の取締役または使用人にその説明を求められる体制をとるものとします。
(ロ) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告するものとします。
(ハ) 当社は、内部通報制度運用規程に基づく会社グループの内部通報システムの運用により、法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、常勤監査役を通報窓口とする適切な報告体制を確保します。
9. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役や顧問弁護士に報告した者が、当該報告を理由として、不利な扱いを受けることがないように内部通報制度運用規程に定めるとともに、当該規程を適切に運用するものとします。
10. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行い、また、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知することとしております。
監査役が、当該費用の前払いを求めた場合には、その費用が明らかに監査役の職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかに費用の償還または前払いに応じるものとします。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めます。
(ロ) 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めます。
(ハ) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めます。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むこととし、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として、平成23年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備し、適切な体制の維持に努めます。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図るように努めます。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

